

空き家の改修経費を補助します

(空き家バンク登録物件改修事業補助金)

■補助対象者

空き家バンクに登録して売買又は賃貸借契約を締結した一戸建ての空き家所有者等又は賃借人

※空き家バンク利用希望申込書の提出（見学の際に提出）が必須
※賃貸借の場合、補助金の交付を受けた日から引き続き5年以上、当該空き家を空き家バンクに登録する意思のある方又は当該空き家に居住する意思のある方
(市税を滞納している方を除く。)

■補助要件

- (1)申請日が契約締結日から起算して6ヶ月を経過していないこと。
- (2)施工業者による改修工事であること。
- (3)申請日の属する年度内に改修工事（工事代金の支払を含む。）が完了すること。

■対象経費

内装、屋根のふき替え、外壁、水廻り工事等

※外構工事、家電製品の購入、浄化槽設置等は対象となりません。

■補助率及び上限額

対象経費の3分の2以内で上限30万円

※売買契約を締結し、居住するU・Iターン者又は40歳未満
上限50万円

※売買契約を締結し、居住するU・Iターン者かつ40歳未満
上限100万円

「U・Iターン者」

現に浜田市に住所のない方で市外に5年以上住所を有している方又は浜田市に転入されて3年以内(※)でそれまでの間、市外に5年以上住所を有していた方 ※本事業におけるU・Iターン者の定義

■その他

- ・申請は、1人当たり1回及び1物件当たり1回となります。
- ・契約の相手方が3親等内の場合は補助の対象となりません。
- ・申請書は浜田市ホームページからダウンロードできます。
- ・予算の上限に達した場合は、申請できません。

お問い合わせ・申請先

〒697-8501 浜田市殿町1番地
浜田市定住関係人口推進課 移住定住係
TEL: 0855-25-9511 (直通)

浜田市ホームページ

浜田市 空き家バンク 改修
検索
又は右の二次元コード
をお読み取りください。

手続きの流れ

入居希望者

所有者

利用希望申込書
の提出

見学

契約の締結

交付申請書の提出

【添付書類】※申請は着工の10日前まで
①事業計画書 ②平面図等 ③施工箇所の写真
④見積書の写し ⑤賃貸又は売買契約書の写し
※賃借人が改修する場合のみ承諾書の写しが必要

審査

交付決定通知

着工

完了

実績報告書の提出

【添付書類】※工事完了後2週間以内
①領収書及び内訳書の写し
②施工箇所の写真（工事実施後）

審査

補助金額の確定通知
補助金の支払い